

## 7月のマイナンバーカード 出張申請窓口



マイナンバーカード申請のための写真撮影、申請サポートを行います(無料、予約不要)。

時間 9:30~11:30

3日(日) 長生住民センター

24日(日) 橘住民センター

30日(土) 桑野住民センター

### 行政書士会による申請サポート

時間 10:00~15:00

7日(木)、8日(金) 那賀川支所

14日(木)、15日(金) 新野住民センター

20日(水)、21日(木) 福井公民館 会議室

26日(火) 椿公民館 相談室

27日(水) 椿公民館椿泊分館1階 和室

28日(木)、29日(金) 羽ノ浦支所

※8月は加茂谷・大野・長生・桑野・橘・新野・福井・椿・椿泊、9月は那賀川・羽ノ浦・伊島で出張申請窓口を開設予定。

**持参物** 2次元コード付き個人番号カード交付申請書(お持ちの方)・本人確認書類(運転免許証等の顔写真付き書類なら1点、健康保険証や年金手帳等の顔写真なし書類なら2点)

※マイナンバーカードの受取は、約3週間後に市民生活課で、本人受取となります。

問い合わせ 市民生活課 ☎22-1116

## 令和4年度国民年金保険料 免除申請を7月から受付

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

免除申請には所得要件があり、本人、配偶者および世帯主(50歳未満の方が対象の納付猶予は本人および配偶者)の前年所得が対象となります。

令和4年度分(令和4年7月分から令和5年6月分まで)の免除申請を7月1日(金)から受付します。

※過年度分の免除申請は、過去2年1カ月前の月分までさかのぼって申請ができません。

**申請時に必要なもの** マイナンバーカードまたは個人番号通知カード(記載事項が住民票と一致しているもの)、年金手帳、本人確認書類、委任状(代理人(本人以外)が来庁する場合のみ)

※退職(失業)したことを確認できる雇用保険受給資格者証または離職票が必要な場合があります。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

## 国民健康保険加入者の皆さまへ 限度額認定証の更新時期です

現在、認定証をお持ちの方は、有効期限が7月31日(日)です。8月以降も認定証が必要な方は、交付申請手続きをしてください。

### 自己負担限度額等の支払いについて

医療機関を受診するとき、窓口で「限度額適用認定証」を提示することで、医療費(1カ月ごと)の支払金額が自己負担限度額までとなります。

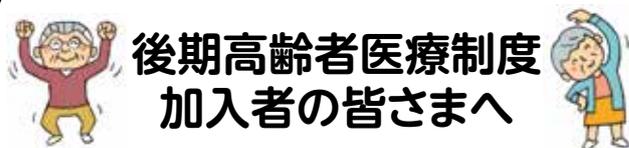
住民税非課税世帯に該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口で提示することで、自己負担限度額の適用とあわせて、入院時の食事代が減額されます。

**受付開始日** 7月1日(金)

**申請に必要なもの** 国民健康保険被保険者証、個人番号カードまたは個人番号通知カード、来庁される方の本人確認書類

※住民税非課税世帯の方は、入院時の領収書または証明書が必要な場合があります。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118



## 後期高齢者医療被保険者証

有効期限は7月31日です。令和4年度は、法律の一部改正に伴い、10月1日から窓口負担が見直されますので、被保険者証を2回お届けします。まず、8月1日から9月30日までは、7月中に送付する新しい被保険者証(黄色)をお使いください。

次に、10月1日以降は9月中に送付する窓口負担見直しに伴う再交付の被保険者証(緑色)をお使いください。

## 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 および後期高齢者医療限度額適用認定証

有効期限は7月31日です。現在、認定証をお持ちの方で8月以降も継続して該当される方には、7月中に新しい認定証を送付します。

## 令和4年度の保険料の決定通知

8月初旬に送付します。納付書でお支払いいただく方には、納付書も同封します。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-8064